

若越郷土研究

43の3

南北朝・室町期越前守護沿革・ 支配機構に関する諸問題(一)

河村 昭 一

はじめに

- 一 守護沿革に関する問題
- 二 守護代家甲斐氏の初見史料
- 三 段銭奉行
- 四 「国奉行」
- 五 斯波氏の大野郡支配
- 六 斯波氏の敦賀郡支配

はじめに

越前守護斯波氏の支配機構については、か

河村 南北朝・室町期越前守護沿革・支配機構に関する諸問題(一)

つて主として南北朝期を対象に検討したことがあり、⁽¹⁾そこで得られた結論は近年刊行された『福井県史』通史編2中世(一九九四年、以下『県史』と略記)の第二章第二節二「斯波氏の越前支配」(河村執筆)に用いた。また、室町期に関しては小泉義博氏がご自身の研究成果などを踏まえて、『県史』第三章第一節三「越前の支配機構」に結実されている。ただ、私の執筆分、旧稿も含めて訂正を要すると思われる点もあるし、まだ残されている問題もあるように思われるので、それらの諸問題を、守護沿革の問題をも合わせて、ここでいくつか再検討してみたい。したがって、小稿は全体としてのまとめ、一貫性ははじめから持ち得ず、断片的な構成になることを、あらかじめ断っておきたい。

一 守護沿革に関する問題

南北朝・室町期の越前の守護沿革については、佐藤進一・小川信・小泉義博(注2)の三氏の研究によって明らかにされており、それらを踏まえて、『県史』では、斯波高経↓細川頼春↓斯波高経↓同氏経↓同義種↓畠山

義深↓同基国↓斯波義将↓同義重(のち義教)↓同義淳↓同義郷↓同義健↓同義敏↓同松王丸(義良)↓同義廉↓同義敏↓同義廉と、いう次第が示されている。この中で検討を要するのは、①細川頼春、②斯波義種、③同松王丸の三人である。①は最初佐藤・小川両氏の間で見解に差があったものの、その後佐藤氏が小川説に賛意を示されたにもかかわらず、私は『県史』で根拠を示さなまま旧佐藤説を前提に叙述したので、その論拠をここで披瀝しておきたい。②については『県史』における私の誤りを小川説によって訂正し、③は小泉氏の見解に微細な修正を提案したい。

1 細川頼春

佐藤進一氏は、祇園社領越前保に関する「祇園執行日記」観応元年(一三五〇)七月二十五日条の「守護代八木高勝」、同年十月二十一日条以下の「守護代細川兵庫助」などの記事、そして貞和五年(一三四九)に越前に配流された直義党の上杉重能・畠山直宗を「越前守護代八木光勝」が殺したとの「太平記」の所伝(巻二七)などから、細川兵庫助を在京守護代、八木光勝(高勝)を在国守護

代と解され、この時期の細川頼春の越前守護
 在職を想定された(注3前掲書、二二五―六
 頁。以下同書については頁数のみ示す)。さ
 らに氏は、貞和二年九月二十一日、細川兵庫
 助が幕府から越前得光保半分の年貢を北野社
 に沙汰すべき旨を命じられていることをもつ
 て、頼春の在職が貞和二年まで遡る可能性を
 指摘された。これに対して小川信氏は、南北
 朝初期の斯波氏の有力部將に細川氏があり、
 右の兵庫助も『太平記』に散見される斯波高
 経の部將鹿草(細川)兵庫助と同一人物であ
 るから、彼が越前に所領を有し、かつ在京守
 護代であった事実は、むしろこの時期にも斯
 波氏が越前守護に在職していたことを示唆す
 るものとされた(注4前掲書、七一―二頁。
 以下同書については頁数のみ示す)。佐藤氏
 はその後、小川氏の批判をうけて自説を撤回
 され小川説を支持された¹⁾。私は、得光保を領
 した細川兵庫助と『太平記』に見える鹿草兵
 庫助は、小川氏の指摘されたように同一人物
 とみなしてよいと思う。しかし、貞和五年に
 直義党の上杉・畠山を殺した越前守護代八木

斯波高経⁸⁾の守護代とみることはやはり不自然
 であって、むしろ当時の越前が尊氏党の細川
 頼春の分国であったからこそ、上杉・畠山の
 配流先に選定されたと解釈する方が妥当では
 あるまいか。八木を細川頼春の越前在国守護
 代とすると、当然同時期の在京守護代細川兵
 庫助も頼春の被官とせざるを得ない。確かに
 建武・暦応期の鹿草(細川)兵庫助が斯波氏
 の有力部將だったことは事実であるし(旧
 稿)、このあたとも貞治期の細川出羽守・同上総
 介、康暦元年(一三七九)の細川安芸太郎な
 ど、斯波氏の守護代級重臣の地位にあった細
 川氏もいたが(旧稿)、貞和二年、観応元年
 の兵庫助は、すでに斯波氏のもとを離れて細
 川本宗家の被官に転じていたとみることも可
 能ではなからうか。小川氏は、結局細川頼春
 在職の根拠は、佐藤氏が守護名の攙入と指摘
 された、流布本『太平記』の「当國守護代細
 河刑部大輔・八木光勝」という記述のみとな
 り、十分とはいえないとされた。しかし、如
 上の理由も合わせれば証左とするに足ると考

応元年十月までの越前守護として細川頼春の
 在職を措定したのである(三四九頁、表18
 「南北朝期越前の守護・守護代など」)。
 2 斯波義輝
 文和三年(一三五四)十二月、山名時氏に
 呼応して幕府に叛旗を翻した斯波高経は、同
 五年正月になって帰降するが、この間の越前
 守護は、斯波氏の中でひとり幕府方に属した
 氏経(高経の嫡子)が在職していたことを、
 佐藤進一氏が明らかにされた(二二八―九
 頁)。氏はこのことについて、斯波氏の越前
 守護としての由緒の古さ、越前支配の強さ故
 に、幕府は氏経に守護職を認めることで実は
 事実上高経の在職を認めていたものと解され、
 高経の帰順に際して越前守護職が安堵された
 ことは推測に難くないとされて、以後貞治五
 年(一三六六)八月の失脚に至るまで斯波氏
 が引き続き越前守護職を保持していたことを
 指摘された。そしてその間の守護に職徴証と
 して、①貞治元年九月九日興福寺別当房奉書
 (「御拳状等執筆引付」)、②「春日神主祐賢
 記」同三年十二月二十一日条、③同四年二月
 五日將軍義詮御判御教書案(春日神社文書)、

藤氏の旧説に基づき、貞和二年閏二月から観

④同年閏九月二十八日室町幕府引付頭人奉書(富岡文書)の四点を紹介された上で、①②が高経、③④が高経の末子義種の在職を示しているが、①②は幕府の外部の理解、つまりは実質の守護を示しているのであって、守護正員としてはすでに①の段階から義種が在職していた可能性を指摘された(二二九〜二三〇頁)。ただ、高経帰降後いつ義種が就任したのかについては特に言及されていない。これに対して小川氏は、氏経に守護職を認めながら事実上高経の守護職を認めていたとする佐藤氏の解釈については「不可解」とされながら(三九八頁)、氏経が高経帰降後もしくはらくそのまま職し続けたあと、康安元年(一二六一)七月に鎮西探題として九州に進発するまでの間に越前守護を辞して高経が復職したとされ、佐藤氏の示された①④の在職徴証の理解については特段異を唱えられないまま、「何れにしても高経の幕府における権力的地位と義種の幼少という事実から推して、高経がこの分国を事実上自己の支配下に置いていたことは間違いない」とされている(四二二頁)。

私は『県史』において、この小川説を見落とし、かつ佐藤説を勝手に拡大解釈して、うかつにも高経の帰降後ただちに越前守護が氏経から義種に交替したとする過ちを犯してしまつた(三四四頁、表17「南北朝期斯波氏の管領・守護在職一覧」及び前掲表18)。斯波高経の子息が幼年時に守護職に就任する例は、すでに暦応二年(一二三九)の若狭守護氏頼(年齢未詳ながら「幼稚」につき加判不能)から見られ、義種の越前守護就任のあとも、康安元年の越中守護義将(一二歳)¹¹、貞治二年の若狭守護義種(一二歳)¹²などを挙げることができるとはいえ、高経の帰降した文和五年には義種はわずか五歳にしかならず、これはやはり不自然といふべきであらう。

それでは義種の越前守護就任はいつ頃で、だれから引き継いだのが問題となるが、結論から示せば、小川氏の指摘の通り、氏経が高経の帰降後もそのまま職し続け、鎮西探題就任を機に義種と交替したとみなすのが最も自然であると考えられる。高経が帰降を機に越前守護正員に復帰した可能性も無ではないが、一族でただ一人幕府方に属して、小川氏の推定(三九八〜九頁)によれば高経の赦免を幕府に運動した可能性もある氏経を、無下に解任する積極的な理由は幕府側にも斯波氏側にもあつたとは思えないし、仮に高経に還補されたとすれば、その後わずか数年にして幼年の義種に譲渡する契機が想定しにくい。高経は帰降から康安二年三月までの間に出家しているが、想像をたくましくすれば、二度にわたつて幕府に対する離反・帰降を繰り返して中央政界における信頼を失墜した高経は、これを機にまもなく出家して、形式的には政治の表舞台から退く姿勢を示し、子息氏経を引き続き守護正員として立てながら、実質的支配権を確保する道を選んだ、という想定もあながち荒唐無稽ではなからう¹³。

氏経から義種への交替は小川氏のいわれるように、氏経の鎮西探題就任を契機とするものと思われる。歴代の鎮西探題で九州以外に守護職を有した例は、氏経のあと貞治四年に任じられた渋川義行が同年から翌年にかけて備後、ついで備中の守護になつてのを始め、応安三年(一二七〇)就任した今川貞世も翌年出家に当たつて備後・安芸両守護にな

っているなど、少なくない。¹⁵⁾しかし、いずれも、探題就任を機に任務遂行の利便を図る目的で山陽道諸国の守護職が新たに与えられた例ばかりであって、以前から有していた守護職を兼帯したまま鎮西探題に任じられたのは、応永元年(一三九四)に補任された安芸守護に在職したまま同三年に鎮西探題となった渋川満頼を嚆矢とする。¹⁶⁾以上の諸例に照らして、氏経は、鎮西探題に任じられたとき、すでに越前守護職を離任していたか、もしくは探題就任に伴って離任したかのいずれかではないかと推測されるが、後者の方が自然であろう。小川氏によれば、氏経が鎮西探題に任じられたのは延文五年(一三六〇)三月頃、出京したのは翌康安元年六、七月頃であるので(四〇〇頁)、越前守護の氏経から義種への交替も、早ければ延文五年三月頃、遅くとも康安元年七月頃とみて大過あるまい。この点は、あとに掲げる史料Aが、少なくとも康安元年九月以前の義種の越前守護正員在職を示唆していることによっても(二節で後述)、ある程度裏付けられよう。

3 斯波松王丸

『史料綜覧』は長祿三年(一四五九)八月十三日条の網文で「斯波義敏、甲斐常治ト戦フ、適常治卒ス、是日、幕府、其子敏光ヲシテ、所職ヲ安堵セシメ、義敏ヲシテ、分国ヲ、松王丸ニ傳ヘシム、義敏、周防ニ走ル」とし、この日越前・尾張・遠江の守護職が斯波義敏から同松王丸に替わったことを示している。しかし、この日は甲斐常治の死去した期日であって(『大乘院寺社雑事記』以下「雑事」と略記―同日条)、義敏の守護職解任、周防没落の正確な期日は、『史料綜覧』同日条に掲げる諸書(雑事記・碧山日録・文正記・応仁略記・鎌倉大日記・年代記残編・応仁記・竹居西遊集)のいずれにも記載がない。斯波義敏から同松王丸への守護職交替(『家督相続』の時期について、『日本史綜覧』II(新人物往来社、一九八四年)の「室町幕府守護一覽」では、寛正元年(一四六〇)のこととして(三一八頁)。また、最新の『新版角川日本史辞典』付録「室町幕府諸職表(守護)」では、義敏の在職下限を長祿三年、松王丸の就任を寛正元年以前として(一二四四頁)、この種の参考書では、交替の年次は必ずしも明示されていない。しかし、この問題についてはすでに小泉義博氏が究明されている。¹⁷⁾長祿三年五月から七月の間と推定されている。すなわち、まず①義敏失脚の直接の原因となった、関東出陣の幕命に背き途中から越前敦賀に兵を転回して対立する守護代甲斐氏の兵と戦ったのが長祿三年五月であるから、¹⁸⁾これが上限となる。また、②甲斐常治の遺跡は孫千喜久丸(敏光の嫡子)に安堵されたが、義敏は常治を退けてその弟甲斐近江守を立てようとしていたと伝えられるから(『文正記』)、常治の没した八月に義敏が家督にあつたとすれば、千喜久丸への家督安堵は実現しなかったはずなので、義敏はすでに八月以前に失脚していた。¹⁹⁾同年七月十九日付甲斐八郎三郎宛沙弥(甲斐常治)遵行状が前年六月六日管領施行状を直接受けているのは、あたかも五歳の斯波千代徳丸(義健)を後見していた常治が、永享十一年(一四三九)十一月二十一日管領細川持之施行状を直接受けて同月二十六日小守護代宛の遵行状を²⁰⁾下したのと同じ事情をうかがわせるもので、

この時すでに常治が松王丸(三歳)を後見する体制が成立していた、とされたのである。

右の論拠のうち①は問題ないとしても、②③については若干の疑問がないではない。まず②については、仮に常治死没時点でまだ義敏が斯波氏家督にあつたとしても、当時越前では義敏方と甲斐方の間でいわゆる長録合戦が戦われ、幕府は明確に甲斐方支持を表明していたのであるから、甲斐氏の家督相続に義敏が介入できる状況でなかったことは明らかであり、千喜久丸の相続実現をもって義敏がすでに失脚していたことの証左とするのは、少しく無理があろう。③については、確かに小泉氏の所論には十分説得力も認められるのであるが、管領施行状を直接受ける守護代遵行状が発給される条件として、守護の幼稚が唯一のものであるともいえないのではあるまいか。たとえば、義敏は幕府の支持を失っている、つまり、実質的にはいわば「失脚状態」にありながら、まだ、後継者が決定してないため、名目上家督の地位にある、といった状況にあつたと想定すれば、こうした場合も、右述の如き特殊な守護代遵行状が発給

されることもあり得たのではなからうか。

以上のことを前提として、義敏から松王丸への正式の家督相続は、甲斐常治の死没後ではないかと推定する。まず、松王丸が家督についたこともっとも早い明証は、蔭涼軒日録「長禄三年十二月十八日条で、この日行われた足利義持三十三廻忌に際して「武衛松王殿」が一〇貫文扱出しているから、これ以前であることは間違いない。次に『雑事記』の越前での合戦に関する記事で、「屋形方」という表記が、小泉氏の論拠とされた甲斐常治遵行状より後の長禄三年七月三十日条や、常治没後の同年八月十八日条にも見られることに注目したい。松王丸が家督を嗣げば、論理的には「屋形方」対「甲斐方」という対立構図は解消するはずであるが、たとえば八月十八日条の記事は、越前河口荘に下向した大乘院定使徳市の注進状を紹介する中で「去十一日暮ホトニ、屋形方ト甲斐方ト及合戦」と記しており、八月になつても在地ではまだ「屋形方」「甲斐方」という陣営の呼称が生きていたことをうかがわせている。もともと、斯波氏の家督交替の情報がまだ越前に伝わっ

ていなかった、あるいは、義敏の失脚後も、

それまでの「屋形方」に代わる適当な呼び方がないために、在地でもあるいは尋尊もいわば呼び慣れた「屋形方」を用いているにすぎない、と考えられなくもないが、敢えて如上の推測するのは、『雑事記』長禄三年九月二十三日条に、「飯尾肥前守失面目被止出仕、越前守護武衛事并新田庄事故也云々」とあり、ここにいう「越前守護武衛事」が斯波氏の家督交替、すなわち義敏の失脚を指していると思われるからである。この幕府奉行飯尾肥前守(之種)の出仕停止は、実は山名氏の要求によるものであつた。すなわち、飯尾の処分のもう一つの事由とされている「新田庄事」とは、赤松次郎法師(政則)が家の再興を認められた際に宛行われた備前国新田荘を、同国守護山名相模守教之が押妨しているとして長禄三年四月から九月にかけて幕府に訴えていた案件のことで、この訴訟の経過を継続的に伝える『蔭涼軒日録』同年九月二十日条に「就次郎法師新田事何之、飯尾肥前守依山名相州之訴訟被止出仕也」と見える。すなわち、おそらく飯尾は、この訴訟に専ら赤松氏の側

に立って関わり、かつ斯波氏の家督問題においては、義敏(のちの応仁の乱で東軍に属する)を支援してその失脚を免れんと奔走したために、山名氏の反感を買い弾劾を要求されて処分に至ったのではあるまいか。

以上述べた飯尾之種処分問題は、斯波氏の家督交替(義敏の失脚)が九月二十日からさほど遡らないことを示唆しており、先に指摘した『雑事記』の「屋形方」の表記なども勘案して、その時期は甲斐常治死没直後の長禄三年九月頃と考えておきたい。

二 守護代家甲斐氏の初見史料

斯波氏の「執事」として室町期に権勢を誇った甲斐氏であるが、越前守護代としての在職が最初に確認されるのは、永徳三年(一三八三)七月である。これ以前の斯波氏のもの越前守護代としては、文和元年(一三五二)の安威氏(在京)・富氏(在国)、貞治四年(一二六五)の(二宮)前信濃守が知られる(旧稿、前掲『県史』表18)、「執事」といわれる甲斐氏も、南北朝前半期においては顕職に与ることがなかったことをうかがわせる。

ところで、旧稿では甲斐氏に関する初見史料として、「祇園執行日記」応安四年(一三七二)七月十二日条の記事、及びその関連記事(同月二十三日条・応安五年七月二十六日条・同年十一月一日条)を挙げた。それらの記事によって、当時の甲斐八郎(教光)が、斯波義将に近侍して在京していたこと、祇園杜領越中国堀江荘の代官になったことなどが確認された。しかし、次に掲げる文書は、右の史料より少なくとも一〇年は遡るものと推定される。以下、この文書の年代からまず検討していきたい。

【史料A】

〔編纂書〕
「五らせんやちのかう、なかやあとの下地の案」
越前国坂北庄長畝郷内長屋跡、御鳥羽院
御影堂領分事、可被打渡下地於水成瀬三位家雜掌候也、穴賢く、
九月八日 在判

甲斐美濃守殿
宛人の甲斐氏は、越前守護代を務めた家であるので、甲斐氏が越前での実権を朝倉氏に奪取される応仁の乱より前であればならない。次に手がかりとなるのは、本文中の「水

成瀬三位家」である。水無瀬家は関白道隆の流れをくむ北家藤原氏で、後鳥羽上皇に仕えた信成以来上皇の御影堂を守りながら朝廷に仕えていたが、「公卿補任」によると、南北朝・室町期(応仁以前)において三位になった水無瀬氏は、表1の如く具兼・具隆父子と季兼(具隆の三代あと)の三人であるから、史料Aの「水成瀬三位」はこの三人のうちに求めるべきである。三人の中で甲斐氏当主が美濃守を称している、つまり出家していない

表1 水無瀬具兼・具隆・季兼の叙任歴

名前	年 月 日	記 事	年齢
具兼	建武4 (1337) 7. 20	叙従三位(非参議)	43
	貞和2 (1346) 2. 21	叙正三位	52
	観応2 (1351) 8. 13	任参議	57
	文和1 (1352) 12. 30	辞参議	58
	貞治1 (1362) 5. 7	叙従二位 出家	68
具隆	応永5 (1398) 8. 16	叙従三位(非参議)	?
	〃 6 (1399) 7. -	出家	
季兼	康正1 (1455) 8. 24	叙従三位(非参議)	?
	寛正4 (1463) 12. 21	任参議	
	〃 〃 カ	辞参議	
	応仁1 (1467) ?	叙正三位	
	文明16 (1484) 9. 15	叙従二位	
兼	明応4 (1495) ?	出家	

注: 『公卿補任』による。

時期に三位にあったのは、具兼のみと断じてよい。すなわち、まず具隆については、彼が三位に叙せられた応永五年(一三九八)の二年前までに、甲斐将教はすでに出家して美濃入道祐徳を名乗っている(後掲史料D)。祐徳の次の甲斐将久が家督を嗣ぐのが応永二十年であるが、具隆はその前年に没している(28)ので、結局具隆が三位であった期間に甲斐氏当主が美濃守を称していたことはないことになる。次の季兼については、彼が三位にあつた康正元年(一四五五)から文明十六年(一四八四)までの時期の甲斐氏当主(『越前・遠江守護代』は、長祿三年(一四五九)までが将久(常治)、以後千喜久丸↓敏光↓信久(千喜久丸)と推移するが、将久はすでに永享期に出家しているし、千喜久丸・敏光は美濃守を称した形跡はない(31)。

以上から史料Aの「水成瀬三位」は水無瀬具兼のことで、その年代は、九月八日という日付を勘案して表1に基づけば、七月に従三位になつてゐる建武四年(一三三七)から、五月に従二位に昇つた貞治元年の前年に当たる康安元年(一三六一)までの間ということになる。

次に問題となるのは、差出人と宛人の地位である。甲斐美濃守はすでに述べてきた如く甲斐氏惣領で、年代的にみて永徳三年に越前守護代在職が認められ(注24)、応永二年に没する教光とみられる(注22)が、ここで守護代とみることも不可能ではない。しかし、康安元年以前の越前守護代として、富弥四郎入道・安威次郎左衛門・前信濃守の三人が想定されるが(旧稿、前掲『県史』表18)、このうち前二人の在職は断定しかねるもの、二宮氏とおぼしき前信濃守の貞治四年の在職はほぼ否定し難い。とすれば、史料Aの甲斐美濃守(教光)を守護代とすると、甲斐教光は一旦守護代に補任されながら、その後二宮氏にその地位を譲り(文和三年の富・安威らとの前後関係は不明)、また永徳三年までに守護代に復帰したことにならう。こうしたケースの可能性もゼロではないが、不自然の感は免れまい。

そこで、もう一点注目したいのが、史料Aの文書形式である。すなわち、「穴賢く、」というやや特殊な書止めを用い、日下花押の

みの書状形式で下地打渡を下達した例が、実はこの他にも南北朝期の越前においてみられる。

【史料B】³³⁾

春日神領泉庄并小山庄領家職事、南都之寺管所付別席以之被申候、注文之村々半濟分、南都御代官巖蜜可渡付候也、相構

不可有無沙汰候、穴賢く、
(嘉應元年) 五月十四日 (花押)

乙部中務入道殿

この文書の花押の主は二宮氏泰で、五節で述べるように、大野郡守護代の立場にあつたと推定されるが、この文書と形式及び内容の上で共通点を持つ史料Aの発給者も同じ二宮氏とみなすことは許されるのではあるまいか。

しからば彼は、史料Aの年代の下限から四年後の貞治四年に越前守護代の在職徴証を持つ二宮前信濃守その人である可能性が高い。もしこれが認められるとすれば、守護代から下地打渡を下達されている宛人甲斐美濃守教光の地位は、守護使の如きものとみなすのが穏当であろう。さらにいえば、信濃守系二宮氏は斯波義種との関係が特に深いことから、史

料Aは義種の越前守護在職を示唆しているといえる。前節2で康安元年までに義種が越前守護に就任していた可能性を指摘した所以であり、したがって、史料Aの年代の上限は、義種の守護在職のそれと同じ延文五年ということになろう。

以上の推定に誤りがなければ、史料Aは「祇園社執行日記」の記事よりも少なくとも一〇年古い、甲斐氏の初見史料ということになる。「祇園社執行日記」では応安四、五年頃の甲斐教光が斯波義将の近臣として在京していたことがうかがえたが、史料Aは、この段階の甲斐氏が、守護代二宮氏の後塵を拝して守護使程度の地位に甘んじていたことを示しているのである。ただ、それは甲斐氏と斯波氏の距離の遠さを意味するものでももちろんなく、当該期の斯波氏の権力編成の方針の所産と解すべきであろう。

注
(1) 拙稿「南北朝における守護権力構造―斯波氏の被官構成―」(『若越郷土研究』二二―二二・三・四、一九七八年)。以下「旧稿」とするのはす

べてこの拙稿を指す。

- (2) 小泉義博②「斯波氏三代考」(『乗谷史学』六一、一九七四年)、③「十五世紀の越前守護代」(『乗谷史学』七、一九七四年)、④「御所待名田・新御所待職田地」(『若越郷土研究』三七―六、一九九二年)、⑤「室町期の斯波氏について」(『北陸史学』四二、一九九三年)。
- (3) 佐藤進一「室町幕府守護制度の研究」上(東京大学出版会、一九六七年)、「越前」の項(二二四―二三四頁)。
- (4) 小川信「足利一門守護発展史の研究」(吉川弘文館、一九八〇年)第二編第一―三章。
- (5) 「八坂神社記録」(増補続史料大成)。
- (6) 「福井県史」資料編2(以下「県史」)資2の如く略記、北野神社文書一〇号。
- (7) 佐藤進一「室町幕府守護制度の研究」下(東京大学出版会、一九八八年)、「上巻補訂記」九(二二七頁)。
- (8) 小川氏注(4)前掲書、三九〇―二頁参照。
小川氏も別の箇所では、「貞和五年政変の結果直義側近の上杉重能・畠山直宗が越前に配流・殺害された事実により、遅くとも貞和五年政変までに越前守護職が尊氏党の手中に帰したことは先ず間違いない」(三九〇頁)とか、「こうして直宗は重能とともに直ちに師直党の分国である越前に護送され、やがて殺害された」(六三三頁)などと述べられている。これらの記述と「貞治(貞和の誤植)力」年間にも斯波氏が越前守護である蓋然性(七二頁)を指摘される記述とは齟齬をきたすのではなからうか。
- (9) 暦応二年七月十三日付の若狭国河荘内野間村に関する守護斯波氏頼請文(『県史』資2、廬山寺文書五号)は花押がなく、本文中に「幼稚之間不能判別」とある。なお、「若狭国守護職次第」(『群書類従』四、補任部)は同年三月に高経が若狭守護に就任したことを伝える(佐藤氏注3前掲書、二二二―四頁参照)。
- (10) 貞治二年十一月四日室町幕府引付頭人奉書(『八坂神社文書』一六五四号)佐藤氏注(3)前掲書、二五五―六頁参照。応永十七年(一四一〇)五月七日に没する義将の享年を記す諸史料(『大日本史料』第七編之十三―以下「史料」)七一―三の如く略記し、一八四―二三頁)が一致して六一歳と伝えているので、生年が観応元年(一二三〇)であることは動かない。
- (11) 貞治三年九月十七日室町幕府執事奉書案(『東寺百合文書』ミ函五一―六号)以下「東百」ミ一五一―六の如く略記し、佐藤氏注(3)前掲書、二一八―九頁参照。応永十五年二月二日に没した義種の享年について、「武衛系図」(『統群書類従』五上、系図部)・「大乗院日記目録」(『大乗院寺社雑事記』以下「雑事記」と略記)第一二巻・「列国譜」(『史料』七一九、七四七頁)などは、いずれも五七歳とする。これに対して、文明十三年(一四八二)斯波義敏の著した「斯波家譜」は、「廣徳院道守高節(應永十五)二月二日申候ハ義種の事也」と異説を伝えるが、同書は、たとえば永享五年(一四三三)十二月一日に没した斯波義淳の享年三七歳(『満濟准后日記』「師郷記」同日条)を、三五歳とする誤りを犯すなど、

信頼性を欠くので、義種の享年についても五七歳が正しく、したがって生年は文和元年としてよい。「斯波家譜」については、内閣文庫所蔵「大雙紙」下巻付載「斯波家譜」に関する小川氏の詳細な解説があり(注4前掲書、三七〇―一頁)、個人的にも同氏から御教示を賜った。ご厚情に深謝申し上げます。

(13) 『門葉記』(大正新修大藏経) 康安二年三月十二日条。小川氏注(4)前掲書、四〇六―七頁参照。康安二年三月六日から三日間、青蓮院門跡尊道法親王が將軍義詮の腫物平癒祈願のため催した冥道供で、高経はその沙汰人となったが、出家の身であることを理由に、斎場には二三歳の子息義將を「施主(義詮)代官」として出席させている(『門葉記』康安二年三月六―八日・十二日条、小川氏注4前掲書、四〇七頁参照)。この事例などは、政敵細川清氏の失脚した康安元年の政変後ではあるが、幼い子息を前面に押し立ててその政治への練熟を図りつつ、自らは自由な法体の身で政治活動を展開しようとする高経の姿勢をうかがわせるものではあるまいか。

(15) 佐藤氏注(7)前掲書、一一九―一二〇・一三四―一六・一五二頁。
(16) 同右、一五五頁。
(17) 小泉氏注(2)②論文。
(18) 『碧山日録』(改定史籍集覧) 長禄三年五月二十六日条。
(19) 『華頂要略』門主伝(大日本仏教全書) 長禄三年七月条。
(20) 『河口庄兵庫郷公文政所間記』(井上鋭夫編

『北国庄園史料』福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会共刊、一九六五年―以下「北国」と略記―所収。なお、同邊行状は、『雜事記』長禄二年四月二十一日条にも取載するが、日付が永享十一年十一月二十五日とて、一異なる。

(21) 『雜事記』長禄三年三月十九日条。
(22) 『蔭涼軒日録』(増補続史料大成) 長禄三年四月二十二日条以降、同年九月二十四日条まで多数関連記事が散見される。なお、『岡山県史』中世II第一章第二節「赤松氏の再興」(水野恭一郎氏執筆)参照(五六―六二頁)。
(23) 『蔭涼軒日録』に拠る限り、この訴訟に深く関わった幕府奉行としては、むしろ布施下野守(貞基)の名が多く見られ、飯尾之種は四月二十六日条に「赤松次郎法師備前新田庄御奉書事、施餓鬼御脚用之事、可命于飯尾肥前守之由被仰出也」と見られるのみであるが、おそらく裏で赤松方として画策したのを、山名側に看破されたのであろう。

(24) 佐藤氏注(3)前掲書、二二三頁所引、「吉田家日次記」永徳二年七月二十八日条所載同年七月二十五日甲斐美濃守宛宮内大輔奉書案(半済停止)。
(25) 『県史』資2、水無瀬宮文書六号。
(26) 『国史大辞典』(吉川弘文館)「水無瀬家」の項(飯倉晴武氏執筆)。
(27) 『看聞日記』応永二十七年八月十六日条に「勅解由小路武衛(斯波義淳) 家人甲斐(祐徳) 今日死去云々」とある。

(28) 同右、応永二十六年九月十七日条。
(29) 小泉氏注(2)⑤論文。
(30) 永享三年二月十八日甲斐美濃守(将久)奉書

(『県史』資8、西福寺文書九六号)、同十一年十一月二十五日甲斐常治邊行状(『雜事記』長禄二年四月二十一日条)。

(31) 敏光は、美濃守を称した可能性が皆無ではないが、名乗りは、管見による限り八郎または八郎三郎しか見当たらない。また、千喜久丸も元服後の三例の徴証、すなわち、①(寛正六年、一四六五)十二月二十四日信久書状(『雜事記』同年同月二十七日条)、②応仁元年(一四六七)十月十四日信久邊行状(『北国』所収「安位寺殿御自記」同年同月十五日条)、③(文明三年)閏八月二十八日信久書状(『県史』資8、西福寺文書二三七号)は、いずれも「信久」の署名のみで官途や通称などはない。

(32) 『常樂記』(『群書類従』二九、雑部) 応永二年五月十九日条には「甲斐八郎頼滅」とのみあり実名を記さないが、同年八月十五日足利義満御教書案(『県史』資2、醍醐寺文書七四号)で「教光跡」が「佐野甲斐八郎将教」に安堵されているので、この教光こそ三か月前に没した甲斐八郎の実名であることが判明する。なお、応永二十五年五月道賢申状(『県史』資2、福智院文書七号)に「故美濃守教光状」とあって、教光の官途を知ることができる。

(33) 『県史』資2、京都大学文学部博物館古文書室所蔵文書一乘院文書三三三号。年代については、同書、同文書の注参照。なお、他に後掲史料Jも「穴賢く」の書止め文言で日下花押の形式を持つが、この発給人は二宮氏ではなく、史料Bの宛人乙部氏と思われる(五節で後述)。

河村 南北朝・室町期越前守護沿革・支配機構に関する諸問題(一)

(34) 『福井県史』資料編2の花押の傍注。史料Bの花押は同書 卷末「花押・印章一覽」134にあり、二宮氏泰の花押は『信濃史料』第七卷(以下「信濃」と略記)の図版三として収められている至徳三年七月一日二宮氏泰書状の写真で照合が可能である。なお、旧稿では花押を確かめず「二宮某」としたままであった。

(35) たとえば、義種が守護正員となった越前・信濃・加賀の守護代にいずれも信濃守を名乗る二宮氏が在職し(越前Ⅱ前信濃守某、信濃Ⅱ信濃守氏泰、加賀Ⅱ信濃守種氏)、義種が守護代を務めた越中でも、砺波郡代として二宮信濃入道(是鎮カ)の名が知られる(旧稿)。

(36) 小泉氏は、甲斐教光が没した際、その遺跡が將軍義満から甲斐將教に安堵されたことなどから、甲斐氏は単なる斯波氏の家人ではなく、本来足利家直属の御家人であったのが、將軍の要請に基づいて斯波家の家人となったと推測されているが(『県史』四六〇頁)、旧稿で述べたように、教光が斯波氏の「執事」と称されていることを重視し(注32「常楽記」)、今のところ甲斐氏は斯波氏の譜代根本被官で、おそらく義満の代になってから將軍との関係が深まっていったと理解しておきたい。